

海外特別研究員申請資格の改定について

日本学術振興会では、海外特別研究員の申請資格について、21年度採用分から以下のとおり改定を行いましたので、内容をあらかじめ充分確認のうえ、申請願います。

記

「医学、歯学又は獣医学」における年齢要件の改定について(21年度採用分から実施)

海外特別研究員の年齢要件は、採用年度の4月1日現在、原則34歳未満とし、「医学、歯学又は獣医学」の分野については36歳未満としていました。これを、平成12年の医師法の改正により、平成16年4月より2年以上の臨床研修が義務づけられたことを機に、「医学、歯学又は獣医学」の分野についての年齢要件を変更しています。臨床研修期間の年数により、以下のとおりとしました。

区 分	従 来	21年度採用分	22年度採用分以降
医 学 ①臨床研修を修了していない者 ②1年以上の臨床研修※1を修了した者 ③2年以上の臨床研修※2を修了した者	36歳未満	36歳未満	<u>35歳未満</u>
		36歳未満	36歳未満
		<u>37歳未満</u>	37歳未満
歯 学			
①臨床研修を修了していない者		36歳未満	<u>35歳未満</u>
②1年以上の臨床研修を修了した者		36歳未満	36歳未満
獣医学			
①臨床研修を修了していない者		36歳未満	<u>35歳未満</u>
②6月以上の臨床研修を修了した者		36歳未満	36歳未満

※1 平成12年改正以前の医師法に基づく研修。

※2 平成12年改正法に基づく研修（平成16年4月1日の施行日以降に行われた研修）。